

川島町農業委員会 4月定例会 会議録

1. 開催日時 令和5年4月25日(火) 午後1時30分～午後3時30分
2. 開催場所 川島町役場2階 大会議室
3. 議長名 利根川 洋治
4. 出席人数 16名(農地利用最適化推進委員9名を含む)

会長 4番 利根川 洋治
会長職務代理(副会長) 7番 小久保 彰(欠席)

農業委員

1番 道祖土 美登 2番 遠山 いづみ
3番 神田 利基 5番 高橋 善隆
6番 吉田 利政 8番 松本 智
9番 小高 春雄 10番 稲毛 茂作

農地利用最適化推進委員

中山地区 木村 悟(欠席)
伊草地区 小峯 勇
三保谷地区 鈴木 健 山崎 清
出丸地区 萩田 芳信
八ツ保地区 宮下 秀一 木村 圭夫
小見野地区 横川 公久 箕輪 弘(欠席)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 諸般の報告について

第4 報告

(1) 報告第1 県許可等の状況について

第5 議案

(1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認の件

(2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認の件

(3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件

第6 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 笠井 貴志
事務局次長 滝瀬 一也
事務局員 石黒 浩基
書記

7. 会議の概要

	(会議規則第5条の規定により、会長が議長となる。)
事務局長	農業委員9名、農地利用最適化推進委員7名の出席報告を行い、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、定足数に達していることから開会を宣言した。
議長	日程第1「議事録署名委員の指名について」 会議規則第23条第2項の規定により、議長において指名する。 (10番 稲毛委員、1番 道祖土委員を指名した。)
議長	日程第2「会期の決定について」 会期を本日一日とし、委員の承認を得た。
議長	日程第3「諸般の報告について」 2023年度比企地域女性農業委員・農地利用最適化推進委員連絡会が開催され、役員改選にて新会長として遠山委員が選任された旨を報告した。
議長	日程第4「報告」 報告第1 県許可等の状況について、事務局から朗読・説明を求めます。
事務局	県許可等の状況について朗読・説明を行った。
議長	ただいまの報告事項について、質疑を求めます。

(質疑なし、次の日程に移る。)

議長

日程第5「議案」

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」ですが、遠山委員に関する案件が提出されております。農業委員会等に関する法律第31条第1項で「農業委員会の委員は自己又は同居の親族に関する案件について、議事に参与することができない。」という規定により、審議中は退室をお願いします。

(遠山委員 退室)

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承諾の件」を議題とし、事務局の朗読・説明を求めます。

事務局

議案第1号について、朗読・説明を行った。

議長

説明のあった案件について、担当委員の補足説明を求めます。

小峯委員

番号1について、補足説明を行った。

議長

担当委員の補足説明が終わったので、質疑を受けます。

(質疑なし)

(遠山委員 復席)

(次の議案に移る。)

議長

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承諾の件」を議題とし、事務局の朗読・説明を求めます。

事務局

議案第2号について、朗読・説明を行った。

議長

説明のあった案件について、担当委員の補足説明を求めます。

横川委員	番号1について、補足説明を行った。
議長	担当委員の補足説明が終わったので、質疑を受けます。 (質疑なし) (次の議案に移る。)
議長	議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承諾の件」を議題とし、事務局の朗読・説明を求めます。
事務局	議案第3号について、朗読・説明を行った。
議長	説明のあった案件について、担当委員の補足説明を求めます。
神田委員	番号1について、補足説明を行った。
議長	担当委員の補足説明が終わったので、質疑を受け付けます。
小高委員	会社の概要について説明をお願い致します。
事務局	定款等を確認し、過去3年間の実績が好調であることが確認できております。事業内容としては、建築業を行っております。
小高委員	住環境の問題について伺いたい。
事務局	現地立ち合いの際、両隣の方に確認を行い、会社代理人からも説明をいただいております。また、資材置き場になっていることから、まち整備課にも届け出もされております。
荻田委員	解体したものを置くことはないのか。
事務局	全部事項証明書の中に解体業の記載もあり、懸念はあります。現

場で解体したものを一時置きはする可能性はあるが、聞き取りの中で、このことについては、しっかり考えていると回答を頂いております。

稲毛委員 コンテナ等を置き、休憩所として使用する可能性はないのか。

事務局 懸念事項であり事前確認を行っております。社長からそういったことにならないようにすると、回答を頂いております。

小高委員 再度住民と話し合いを行い、許可について検討してはどうか。

事務局 法的に問題がなく、もし、再審査となる場合には、理由を示す必要があります。

小高委員 審議の結果、農業委員が承認しなくても承認されるのか。

事務局 農業委員会での審議の結果、反対することになると、県に不許可相当として報告しますが、相手方に対して理由が必要となります。不許可相当になったとしても、県としては書類を審査し、問題がなければ許可となります。

議長 隣地の承認とは、両隣のみでよいのか。

事務局 隣接地が農地でない場合は、法的には必須ではありません。隣接地が農地の場合には、同意が必要になります。

遠山委員 この会社は、県内に重機置き場として他に使用している場所はあるのか。

事務局 初めての資材置場となっております。自社のある川越市を探したが難しく、川島町のなかで7か所あたった。7か所についても細か

く調書を提出していただき、確認を行い致し方ないということが県の見解です。

議長 監視機能を飯島の地域に持っていただくことは出来るのか。

事務局 監視の部分については、まち整備課に届け出をしていますので、町が行うこととなります。届け出を出している範疇を超えた場合について、指導することとなります。

松本委員 今回の申請地は両隣ともに、大きな建物が敷地いっぱい建てられており、日陰になってしまい耕作できないような土地となっています。農地としての必要性は低く、有効活用するため今回売却に至ったのではないかと推測します。法的に問題がなければ致し方ないと考えます。

議長 第2種農地について説明をお願いいたします。

事務局 集落介在にあって、概ね10haの連担性が取れない農地です。農地を農地として集積・集約しづらいところになります。

議長 他に質疑を受けます。
(質疑なし、次の日程に移る。)

議長 日程第6「その他」について事務局から説明を求めます。

事務局 ① 農業委員会による最適化活動の推進等について
② 「多面的機能支払い交付金」について
説明を行った。

議長 事務局の説明が終わったので、質疑を受けます。
(質疑なし、次の日程に移る。)

議長 以上で本日の会議に上程した案件は、採決を残しすべて議了しました。これをもちまして、一度休会します。

(農地利用最適化推進委員 退出)

議長 再開します。なお、全ての案件について質疑を求めます。

(質疑なし)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」番号1の採決中、議案審議と同様に、農業委員に関する法律第13条1項の規定より、遠山委員は退室をお願いします。

(遠山委員 退室)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」番号1の申請について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 議案1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」番号1の申請については、「許可」とすることに決定しました。

(遠山委員 復席)

議長 遠山委員へ許可となった旨の報告をした。

議長 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認の件」番号1について、「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 議案第2号「農地法第4条1項の規定による許可申請承認の件」番

号1について、「許可相当」とすることに決定します。

議長

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件」
番号1について、「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求め
ます。

(賛6人 反対2人)

議長

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件」
番号1について、「許可相当」とすることに決定します。

議長

議会に上程した案件はすべて議了した旨の報告を行い、令和5年
4月の定例会の閉会を宣言します。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名
する。

議 長

利根川洋范

10番 稲毛委員

稲毛茂作

1番 道祖土委員

道祖土美登